◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４２号（H28. 3. 18）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝１３件（３月１１日～３月１７日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）乗合バスの衝突事故
（３）貸切バスの死傷事故①
（４）貸切バスの死傷事故②
（５）貸切バスの衝突事故
（６）特定バスの火災事故
（７）個人タクシーの死傷事故①
（８）法人タクシーの衝突事故①
（９）個人タクシーの死傷事故②
（１０）法人タクシーの衝突事故②
（１１）法人タクシーの死傷事故③
（１２）トラックの酒気帯び衝突事故
（１３）トラックの多重衝突事故
２．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について【新着情報】
３．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）【新着情報】
４．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
５．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
６．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
７．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
８．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
９．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１０．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１１．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
１２．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
１３．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
１４．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について【更新】
１５．貸切バスの安全確保の徹底について
１６．バスの車両火災事故防止の徹底について

１７．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
１８．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

◇◇◇

名が軽傷を負った。

（６）特定バスの火災事故
３月１７日（木）午後１時３０分頃、愛知県に営業所を置く特定バスが、帰庫後にエンジンスイッチを切ったところ、車両左側後方よりタイヤバーストとともに、白煙が上がった。
この事故による負傷者はなし。
火災は従業員による消火では鎮火せず、消防による消火が行われた模様。

（７）個人タクシーの死傷事故①
３月１１日（金）午後１０時３５分頃、広島県の町道において、同県に営業所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、道路左側を歩いていた歩行者１名をはね、歩行者が死亡した。
事故は、幅約６メートルの歩道のない直線道路において、２名が横１列で歩いていたところ、車道側にいた歩行者がはねられた模様。
タクシーの運転者は、対向の自転車やバイクに気を取られており道路左側の確認が疎かになったとのこと。

（８）法人タクシーの衝突事故①
３月１４日（月）午後２時２５分頃、高知県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシー（介護タクシー）が空車で運行中、対向車線からセンターラインを越えてきた乗用車と正面衝突した。
この事故により、乗用車に乗車していた２名が死亡し、タクシーの運転者が軽傷を負った。
現場は片側１車線でトンネルの出口付近の緩やかにカーブしている道路であった。

（９）個人タクシーの死傷事故②
３月１５日（火）午前４時１５分頃、東京都の都道おいて、都内に営業所を置く個人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、横断歩道を赤信号で右側から左側に横断してきた歩行者２名をはねた。
この事故により、歩行者１名が死亡、１名が重傷を負った。
現場は、他の車線と分離帯で区別された高架下の片側１車線の道路で、歩行者が信号機のある横断歩道を赤信号で横断していた模様。

（１０）法人タクシーの衝突事故②
３月１６日（水）午後１１時５分頃、岐阜県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点の右折レーンに進入後、中央分離帯に衝突し横転し停止した。
この事故により、タクシーの乗客及び運転者が軽傷を負った。

現場は片側４車線の道路で、当該運転者は現場を何度も通行しているとのことであり、乗客はシートベルトを装着していなかった模様。

（１１）法人タクシーの死傷事故③
３月１７日（木）午後１０時３０分頃、兵庫県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、自転車で道路を横断中に転倒した者をはね、約２００メートル引きずった。
この事故により、自転車歩行者が死亡した。
運転者は走り去ったが、現場に戻ったところで警察に逮捕された。

（１２）トラックの酒気帯び衝突事故
３月１４日（月）午後１１時００分頃、静岡県の高速道路において、トラックが運行中、前方に無理に割り込んだ自家用貨物車に追突した。
この事故による負傷者はなし。
当該トラックの運転者は酒気帯び運転の疑いで警察に逮捕された模様。

（１３）トラックの多重衝突事故
３月１７日（木）午前７時３０分頃、広島県の高速道路のトンネル内において、埼玉県に営業所を置くトラックが運行中、渋滞の最後尾で停車中の軽自動車他数台の車両に追突した。追突されたうちの１台が横転し、当該トラックを含む合計５台が炎上した。
この事故により、２名が死亡、７１名が軽傷を負った模様。

上記１３件の死傷者数計：死亡９名、重傷３名、軽傷９１名（速報値）

◇◇◇

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守すること
（２）確実に点呼を実施し、道路の状況、乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）運行指示書を作成し、適切な指導を行うこと
２．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、３月１８日付けで、公益社団法人全日本トラック協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000235.html

◇◇◇

〇乗合バスの事故防止対策
１　事故防止に効果が期待できる取組の水平展開
・乗合バス事故防止対策検討ＷＧにおいて取りまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が期待できる取組方事例」（別添３を参照）について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）
２　ドライブレコーダー映像による乗務員向け教材の作成・活用・個々の乗合バス事業者が有しているドライブレコーダー映像のうち乗務員教育として活用できるものを（一社）東京バス協会で収集し、乗務員向け教材を作成・活用していく。（平成２８年度前半）
３　バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）の開催
・関係者の協力を得ながら、（一社）東京バス協会において、バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

上記の内容は、平成２８年３月４日付けで、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会等に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

ましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期すようお願いします。

記

１．事業者は、補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
２．補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
３．補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【８．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）】

（配信日：H28.2.19）

平成２７年１１月１８日、群馬県内の上信越自動車道上り線トンネル出口付近において、渋滞していた車列に大型トラックが追突し、合計６台が絡む多重衝突事故が発生しました。

当該渋滞の発生原因として、先行していた大型トレーラに備えられた資材ボックスが落下し、この中に積載されていた木材などが道路上に散乱したことが指摘されたところです。

今般、北陸信越運輸局等において当該事業者に対し調査を実施したところ、資材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時１００kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いします。

記

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。

２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。

３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【９．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】

（配信日：H28.2.19）

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成２８年２月１７日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕

〔大型トラックの追突事故（静岡県浜松市）〕

〔タンク車の追突事故（愛知県犬山市）〕

※詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000228.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１０．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について】

（配信日：H28.2.5）

国土交通省では、１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策として、事故直後より国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置し、特別監査の実施など、緊急に対応するとともに、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。

さらに、２月３日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を発出しましので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について

当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。

このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。

なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対

策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３　乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再

徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

指導してきたところでありますが、今月に入り、運転者の健康状態に起因すると思われる事故が相次いで発生しました。

① 東京都小金井市における乗合バス事故（１月７日）
② 兵庫県淡路市の神戸淡路鳴門道における貸切バス事故（１月１７日）
③ 宮城県仙台市における乗合バス事故（１月２２日）

幸い、乗客や歩行者に死傷者は生じなかったものの、一つ間違えれば大事故になりかねない状況が生じたところであり、安全の確保が全てに優先されるべき公共交通機関において、このような事態が生じたことは誠に遺憾であります。

このため、改めて貴協会傘下会員に対し、改めて下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図られたい。

記

１．定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

２．就業上の措置の決定

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。
　このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

【１７．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について】
（配信日：H27.12.25）

平成２７年１１月１２日に東北縦貫自動車道において三菱製の貸切バスがハンドル操作不能となり、中央分離帯に衝突し乗客７名が負傷する事故が発生しました。発生原因は調査中ではありますが、車枠の主要骨格部分の腐食によりハンドル操作が不能となった可能性が考えられるところです。

これを受け、本日、同種事故の防止を図るため、車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施し、必要な防錆措置又は整備を行う等、事業用自動車の保守管理について徹底を図るよう公益社団法人日本バス協会等の関係団体あてに通達しました。

なお、三菱ふそうトラック・バス株式会社のホームページにおいて、車枠・車体の腐食に係る点検・補修方法等の情報を掲載していますので参考としてください。

〇三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenace.pdf

〇バスのフレームを錆から守る整備術
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇

イヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆